

東大和市街づくり条例の一部を改正する条例

東大和市街づくり条例（平成22年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「第10条の3」を「第10条の4」に改め、同条第4号ア中「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により市が定める基本構想をいう。）」を削る。

第11条第3項及び第20条第2項中「第10条の3」を「第10条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。